

令和8年3月2日
上田ガス株式会社

令和8年4月1日以降の約款の変更について

日頃は上田ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
令和8年4月1日より、ガス小売供給約款およびガス小売選択約款について、以下のとおり変更いたします。

1. ガス小売供給約款の主な変更点

(7.から37の項目及び付則は、ガス小売選択約款にも適用いたします。)

項目	区分	変更内容
7. 承諾の義務	変更	ガス使用の申込に対する承諾不可の条件を、「当社との他のガス使用契約の未払い」から「当社との他の契約の未払い」に変更
10. ガス使用契約の解約	変更	ガスの供給停止の条件が追加されることによる、ガスの解約の条件の変更
23. 単位料金の調整	変更	単位料金の調整に用いる基準平均原料価格、構成係数、換算係数の変更
36. 供給停止	変更	ガスの供給停止の条件を、「当社との他のガス使用契約の未払い」から「当社との他の契約の未払い」に変更
	追加	供給停止の条件に以下を追加 ➢ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合 ➢ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合 ➢ 支払停止の状態に陥った場合 ➢ 手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合 ➢ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
37. 供給停止の解除	変更	ガスの供給停止の解除の条件として、支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過したすべての料金等の支払が必要となるが、その料金等の種別を「当社との他のガス使用契約の料金等」から「当社との他の契約の料金等」に変更
付 則	変更	ガス小売約款の実施日の変更
(別表第6) 適用する料金表	変更	基本料金及び基準単位料金の変更

2. ガス小売選択約款の変更点

- 契約期間に関する記載の削除
- 適用する料金表

3. 変更後の約款

下記契約における変更後の約款を弊社ホームページに掲載しております

- ガス小売供給約款（令和8年4月1日実施）
- 小型空調契約（令和8年4月1日実施）
- 空調夏期契約（令和8年4月1日実施）
- 空調用契約（令和8年4月1日実施）
- 業務用契約（令和8年4月1日実施）
- 家庭用 CGS 契約（令和8年4月1日実施）

以上

本件に関するお問い合わせ先

上田ガス株式会社 総務部

TEL：0268-22-0454

受付時間：8：30～17：00